

山梨県道路除排雪計画 骨子

1. 道路除排雪計画の基本方針
 - (1.1) 計画の目的
 - (1.2) 計画の性格と役割
2. 除雪対策に係る体制発令基準
3. 道路除排雪実施方法
 - (3.1) 除雪優先路線の設定
 - (3.2) 除雪実施方法
 - 3.2.1 注意体制時及び警戒体制時の除雪
 - 3.2.2 非常体制時及び災害対策本部体制時の除雪
 - (3.3) 排雪場所の確保
4. 情報連絡及び情報発信
 - (4.1) 異なる道路管理者及び交通管理者間における情報共有
 - (4.2) 道路利用者への情報発信
5. 冬期の交通対策
 - (5.1) 除雪作業等に伴う通行規制基準
 - 5.1.1 通行規制の考え方
 - 5.1.2 規制方法とその手順
 - (5.2) スタック車両の移動等
 - 5.2.1 スタックを未然に防ぐための情報提供、利用者への啓蒙
 - 5.2.2 スタック発生時の早期の規制の実施
 - 5.2.3 スタック発生時の車両の移動
 - (5.3) 雪崩危険箇所
 - 5.3.1 雪崩への対応方針
 - 5.3.2 パトロール方法
6. 計画の推進
 - (6.1) 市町村との連携
 - (6.2) 計画の見直し

1. 道路除排雪計画の基本方針

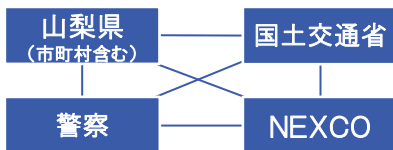
(1.1) 計画の目的

平成26年2月14日に発生した記録的な豪雪の教訓を踏まえ、県民生活や県内経済への影響を最小限とするため、除排雪体制の確立と雪に関する情報の共有・発信の強化など、冬期における安全な道路交通の確保を効果的・効率的に行うための基本的な方針とする。

冬期における効率的な道路交通確保の推進

除排雪体制
の確立

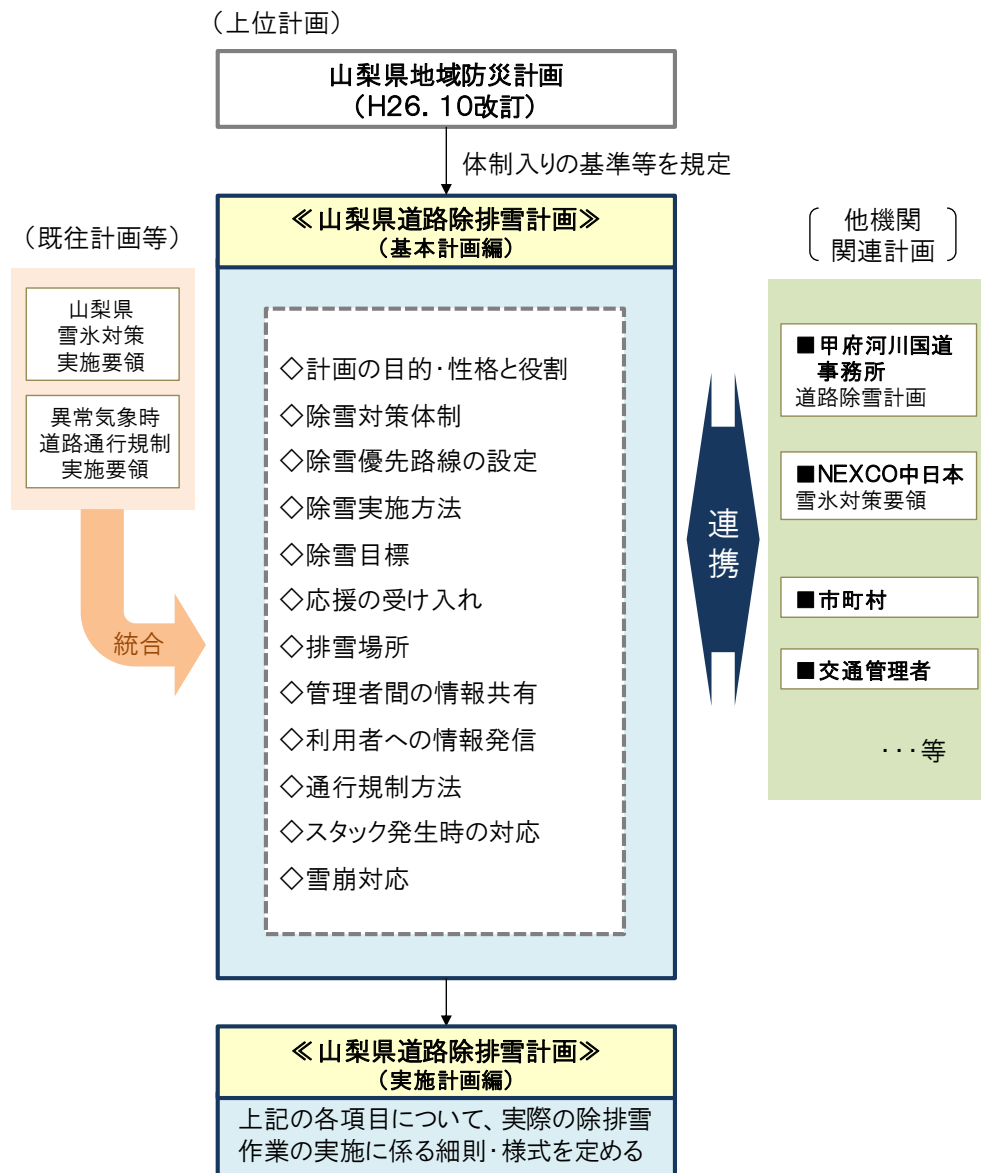
雪に関する
情報連携



(1.2) 計画の性格と役割

- 地域防災計画における県管理路線の除排雪作業に係る行動計画
- 従来の雪氷対策・通行規制等に関する要領を統合した、冬期の安全な道路交通の確保に係る総合的な除排雪計画
- 豪雪時における、国、高速道路会社など他機関と連携した効率的な除排雪作業の基本指針

【本計画の位置付け】



2. 除雪対策に係る体制発令基準

● 次の事態が発生した場合に、県は非常体制を発令するとともに、国やNEXCOなど他の道路管理者と連携し、除雪体制入りの足並みを揃え、優先度に応じた除雪作業を実施する。

- > 路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合
- > 県内の広範囲にて積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれる場合
- > 異常降雪による災害警戒本部が設置された場合

【非常体制発令時の除雪実施方針】

① 除雪優先路線の考え方の適用

→県内路線に設定した除雪作業の優先度に応じて、各道路管理者が契約する除雪業者の契約区間を超えた相互連携による、効率的な除雪作業の実施

② 異なる道路管理者間における情報共有の強化

→相互連携による除雪作業を円滑に実施するため、非常体制発令前の準備から体制発令後を含めた各段階において、異なる道路管理者間における除雪状況等の情報連携の強化

【除雪対策に係る体制発令基準】



積雪量の増加

除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施
(異なる道路管理者間の連携強化)

※積雪量と各機関の体制入りの状況(本フロー上の相対位置関係)は、降雪状況や現場状況により異なる場合がある。

3. 道路除排雪実施方法

(3.1) 除雪優先路線の設定

通常の除雪能力を超える降雪時においても道路交通の機能維持を図るため、高速道路、直轄国道を含めた県内道路における除雪作業の優先度を設定し、県外との交通、県内道路のネットワークを確保する。

【優先度の定義】

①除雪最優先路線

県外とのアクセス道路、及び県内の骨格となる道路で、最も優先的に除雪作業を実施する路線。

- ◆中央自動車道、中部横断自動車道、東富士五湖道路
- ◆直轄国道(一般国道20号/52号/138号/139号)
- ◆県の最重要路線(一般国道137号/139号/141号/358号)
- ◆高速道路インターチェンジへの接続道路

②除雪優先路線

除雪最優先路線に続いて優先的に除雪作業を実施する路線で、以下の指標に基づいて選定した路線。

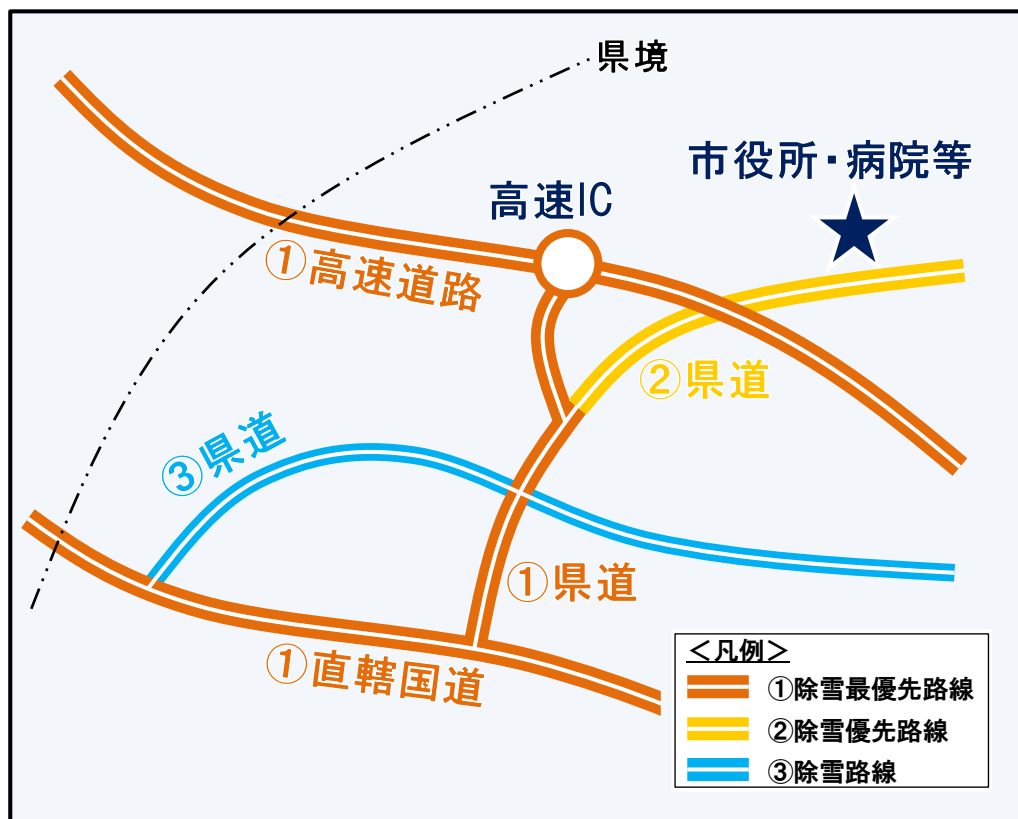
- ◆緊急輸送路としての位置付け有無(1次路線/2次路線)
- ◆日交通量(第一種/第二種/第三種)
- ◆市町村役場(本庁舎)への接続路線
- ◆山梨県内の救急病院や透析治療が可能な病院への接続路線
- ◆消防本部及び消防署、出張所、分遣所への接続路線
- ◆ヘリポートへの接続路線(双葉ヘリポート/山梨県警ヘリポート)
- ◆主要な排雪候補箇所への接続路線
- ◆生活圈相互間または他県とを接続する路線

※救急病院及びヘリポートへのアクセス路線に含まれる市道については、市町村と連携。

③除雪路線

上記以外で除雪作業を実施する路線。

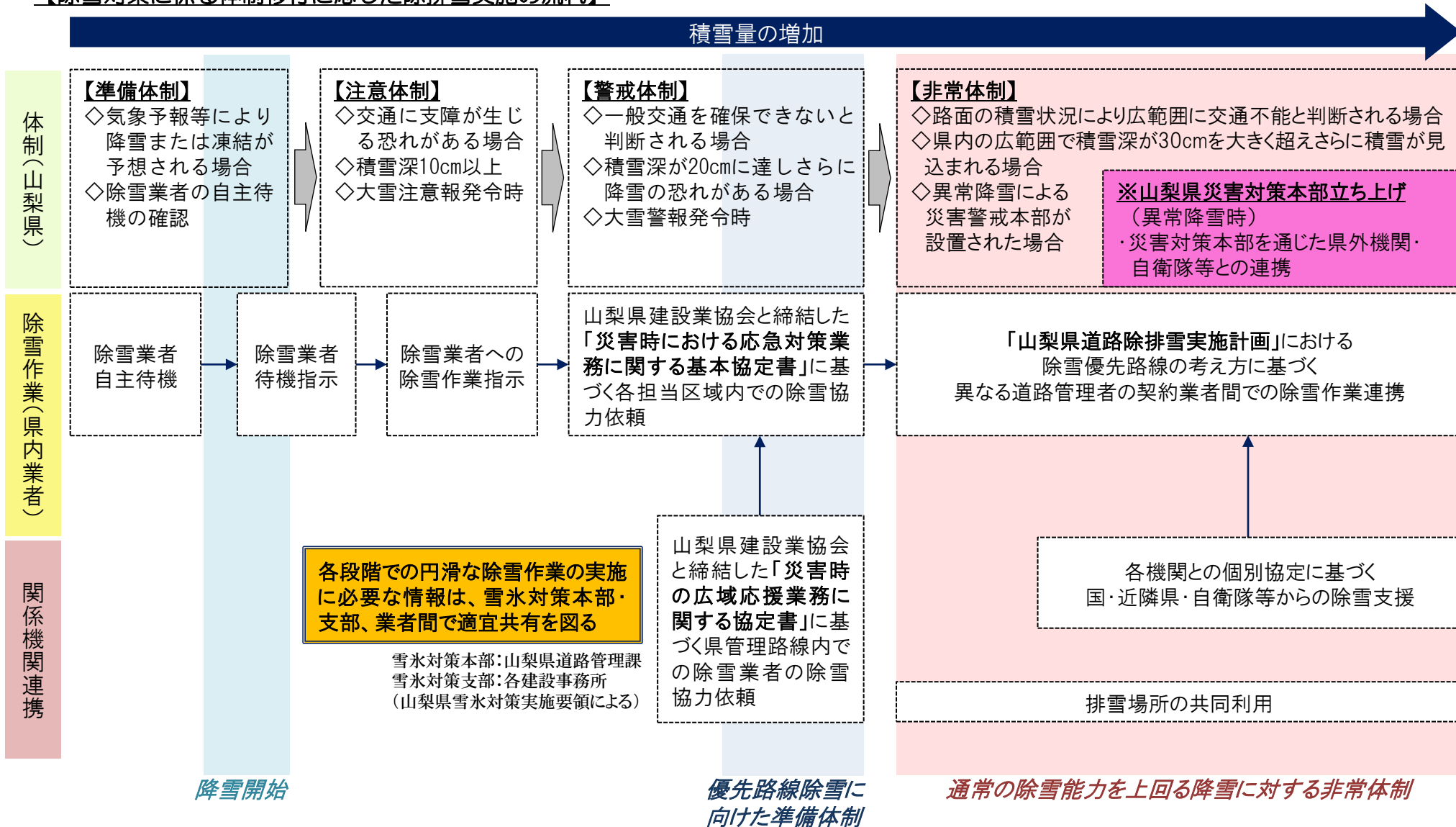
【優先路線のイメージ】



3. 道路除排雪実施方法

(3.2) 除雪実施方法

【除雪対策に係る体制移行に応じた除排雪実施の流れ】



3. 道路除排雪実施方法

(3.2) 除雪実施方法

3.2.1. 注意体制時及び警戒体制時の除雪

① 降雪に向けた事前準備

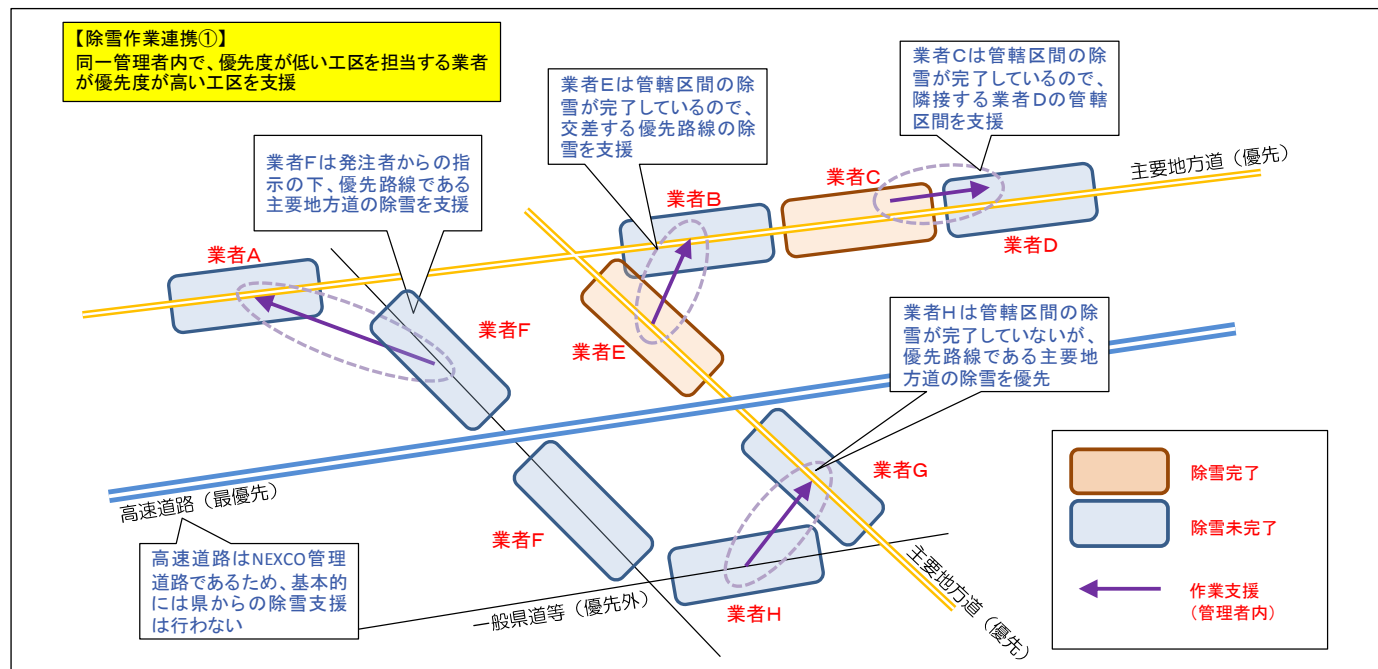
→降雪が予想される場合または注意体制発令時には、降雪直後から円滑な除雪作業を実施するため、除雪委託業者への事前指示、管理者間での情報共有を行う。

② 各種協定に基づく同一管理者内での除雪作業協力

→「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」、「災害時の広域応援業務に関する協定書」に基づき、積雪の状況に応じた除雪作業の協力依頼を山梨県建設業協会に対して行う。

③ 優先路線の除雪に向けた準備

→非常体制の発令に相当する降雪が見込まれる場合、優先路線の考え方に応じた除雪作業に円滑に移行するため、道路管理者間において必要な情報をあらかじめ共有しておく。



3. 道路除排雪実施方法

(3.2) 除雪実施方法

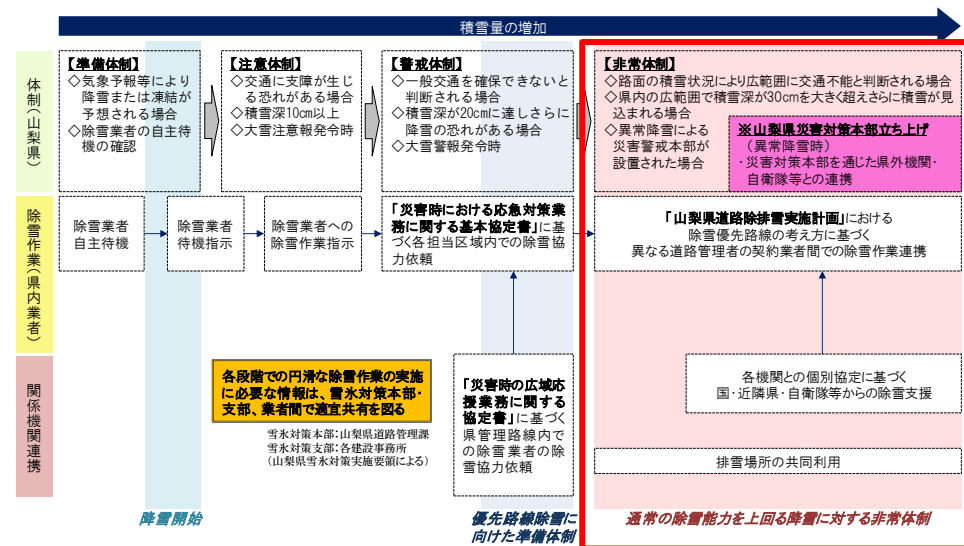
3.2.2. 非常体制時及び災害対策本部体制時の除雪

① 優先路線の考え方に基づいた異なる道路管理者間の相互連携

→通常の除雪能力を上回る積雪においては、県・国・NEXCOの各道路管理者は相互に連携し、優先度の高い路線から業者間、道路管理者間の管轄を越えた除雪作業を実施する。

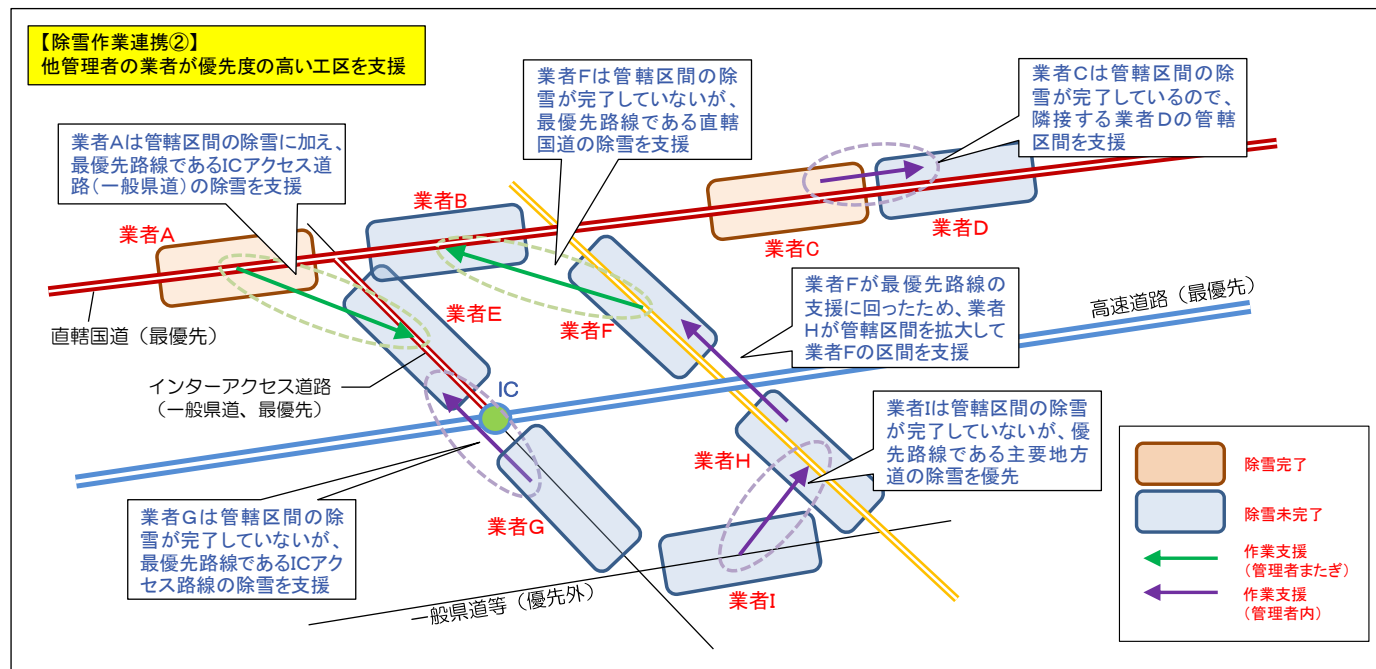
② 県外への除雪支援要請

→除雪作業の更なる効率化のため、道路管理者間の相互連携による除雪作業に加えて、他地方自治体やTEC-FORCE、自衛隊等への支援を要請する。



【相互連携による除雪作業方針】

- 除雪最優先路線にあたる高速道路のICアクセス路線、直轄国道等の除雪を優先とするため、他の道路管理者が契約する業者の管轄区間であっても、除雪が遅延している区間まで作業範囲を拡大して除雪を実施し、早期に除雪目標を達成できるよう連携して作業する。
- 支援先の除雪が完了した後は、元の管轄区間の除雪作業を再開する。
- 相互連携による除雪作業を円滑に実施するため、道路管理者間において除雪の進捗状況等の情報を共有する。



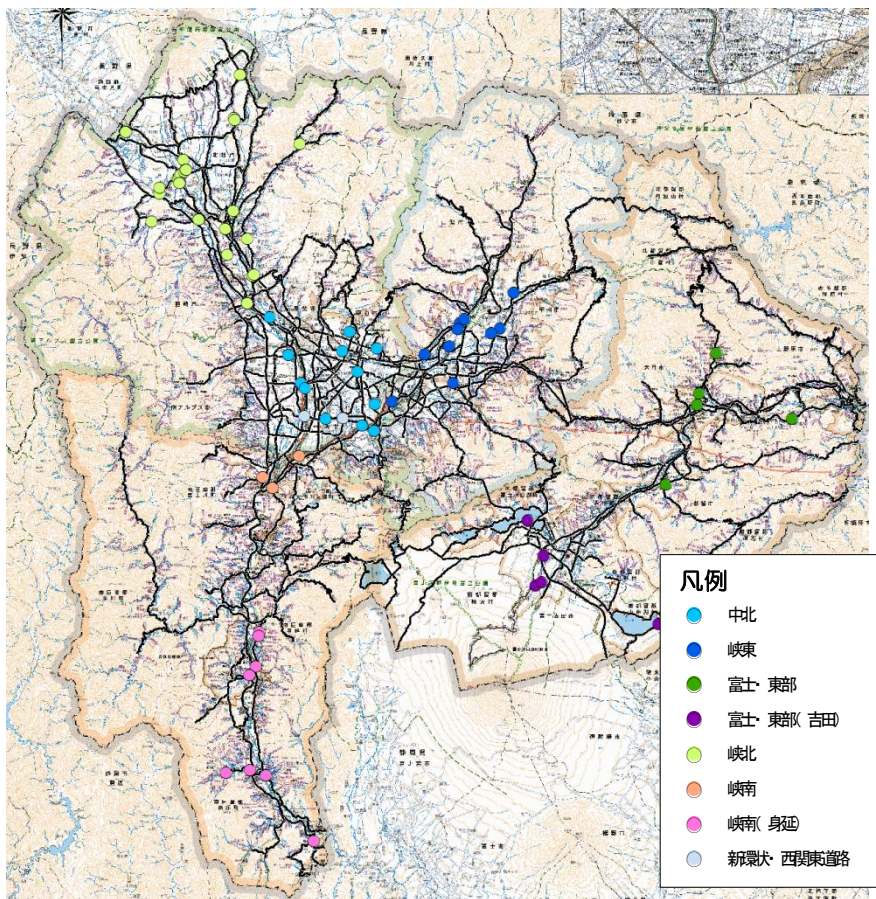
3. 道路除排雪実施方法

(3.3) 排雪場所の確保

● 利用可能箇所の事前整理

→除雪後の排雪が必要となる場合に備え、国土交通省、市町村等と協力して排雪場所の確保を行う。

→2月豪雪時の実績に基づき、一級河川や大規模駐車場など県内約70箇所の排雪場所を確保する。これらの候補箇所は、道路管理者合同での利用を可能とする。



建設事務所	管理	箇所数
中北	県管理	7
	国管理	2
	市町村・民間管理	3
峡北	県管理	10
	国管理	0
	市町村・民間管理	14
峡東	県管理	8
	国管理	0
	市町村・民間管理	2
峡南	県管理	2
	国管理	0
	市町村・民間管理	1
峡南(身延)	県管理	8
	国管理	0
	市町村・民間管理	0
富士・東部	県管理	2
	国管理	0
	市町村・民間管理	3
富士・東部(吉田)	県管理	2
	国管理	0
	市町村・民間管理	3
新環状・西関東道路	県管理	0
	国管理	1
	市町村・民間管理	1
合計		69

4. 情報連絡及び情報発信

(4.1) 異なる道路管理者及び交通管理者間における情報共有

◆降雪シーズン前からの事前の情報共有項目

下記の項目については降雪シーズン前から各管理者間で情報共有を行い、実際の降雪時に効率的に除雪作業を実施するための準備を行う。

分類	情報共有内容(例)
除雪体制状況	・各機関の体制入りに関する関連防災計画、要領等(改定内容)
業者契約状況	・除雪工区(今シーズンの担当区間、担当者等)
県外支援の要請状況	・県外からの応援要請状況(協定締結先、協定における支援内容等) ※道路管理者間での応援要請先の重複を可能な限り回避
排雪場所	・各機関で確保している(利用可能な)排雪場所の情報(位置、アクセスルート等)

※情報共有は道路管理者間を基本とするが、必要に応じて交通管理者との情報共有・調整を図ることとする(例:排雪場所へのアクセスルートが一方通行規制区間を通る場合等)

◆降雪開始からの情報共有項目

下記の項目については降雪開始後から各管理者間で情報共有を行い、非常体制時の優先度を踏まえた道路除雪作業の効率化を図る。

①降雪開始から情報共有する項目

- > 規制に関する情報
- > 気象や降雪状況 等

②準備体制から情報共有する項目

- > 災害警戒本部立上げ準備に関連する情報(降雪見込み、各機関体制入り状況 等)

③災害警戒本部立ち上げ時から情報共有する項目

- > 他機関の除雪支援が必要な路線の情報
- > 利用可能な排雪場所
- > その他迅速な除雪作業実施のために必要な情報

※各機関の体制入り状況は道路管理者と交通管理者の間でも共有を図る。

(4.2) 道路利用者への情報発信

● 通行規制実施状況、規制理由を県HPを通して分かり易く情報提供

◆通行規制路線及び区間

- > 「山梨県道路規制情報」を活用した一元的な情報提供
- > 直轄国道を含めた道路規制情報を同一画面で表示
- > 各道路管理者の問い合わせ窓口をHP上に整理して表記

- チェーン等の装備徹底、不要不急の外出の抑制によるスタック車両化防止の支援
- 交通管理者と連携した道路利用者への啓発

各道路管理者の連絡先を整理

直轄国道を含めた道路規制情報の表示

【HP改良イメージ】

5. 冬期の交通対策

(5.1) 除雪作業等に伴う通行規制基準

5.1.1. 通行規制の考え方

- (1) チェーン指導により、スタック車両・事故の発生を抑制
- (2) パトロールにより雪崩発生や発生の明らかな予兆が確認された場合には通行規制を実施
- (3) スタック車両・事故等の発生や発生が予見される場合には通行規制を実施
- (4) スタック・事故車両の移動や除雪の完了時には速やかに通行規制を解除

5.1.2. 規制方法とその手順

- チェーン指導・通行規制は、交通管理者と連携して実施

(5.2) スタック車両対策

5.2.1. スタックを未然に防ぐための情報提供、利用者への啓蒙

- ① 利用者の出発前の情報提供・啓蒙
- ②スタック発生箇所手前側での利用者への情報提供、注意喚起

5.2.2. スタック発生時の早期の規制の実施

- スタック車両が発生し、周辺道路が著しく混雑しやむを得ない場合には、交通管理者と連携し通行規制を実施

5.2.3. スタック発生時の車両の移動

- スタック車両発生時には交通管理者やドライバーの協力の下、速やかにスタック車両を除去

【降雪状況とスタック車両対策の関係】

降雪状況	スタック対策
降雪前(平常時)	5.2.1.① 利用者の出発前の情報提供・啓蒙
↓ 降雪開始	
↓ 大雪注意報発令	5.2.1.② スタック発生箇所手前側での利用者への情報提供、注意喚起
↓ 大雪警報発令	
↓ 除雪能力超過 (30~40cm以上の積雪)	5.2.2 スタック発生時の早期の規制実施
↓ 物理的な走行不能状態 (スタック車両の発生など)	
	5.2.3 車両の除去

5. 冬期の交通対策

(5.3) 雪崩危険箇所への対応

5.3.1. 雪崩への対応方針

(1) 降雪前の事前予防

- 1) 他県の事例等に基づく雪崩発生条件の整理と、山梨県内で雪崩発生が想定される箇所の把握

(2) 降雪開始～雪崩発生までの対応

- 1) 雪崩発生懸念箇所における利用者への注意喚起
- 2) 雪崩を誘発しにくい除雪方法の実施
- 3) パトロール、雪崩発生の予兆あるいは発生の確認
- 4) 通行規制の実施

(3) 雪崩発生後の対応

1) 被災者の救出

被災者（埋没者）が発生した場合は、消防側に連絡の上、接続する路線の除雪等を行い消防側の被災者の救出・搬送の支援

2) 雪崩の除去（除雪方法）、安全確認、交通解放

5.3.2. パトロール方法

- パトロール区間、実施条件、パトロール確認項目の設定

6. 計画の推進

(6.1) 市町村との連携

- 除排雪体制（市町村中小建設業者との連携等）を示した市町村除排雪計画の作成を依頼する。
- 豪雪時の県民生活の確保する上で、生活関連道路としての市町村道の除排雪体制との連携を図る。
- 除排雪計画を策定する市町村に対する技術支援を実施する。

(6.2) 計画の見直し

- 高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。